

議案第 13 号

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

土地公図の閲覧及び写しの交付の廃止に伴う改正

## 飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市手数料徴収条例（平成16年飛驒市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表25の部手数料の種類欄中「、土地公図」を削り、同表27の部手数料の種類欄中「土地公図の写し、」を削り、同部金額欄中「A 3版まで」及び「B 3版以上400円」を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飛驒市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
本文・附則 略				本文・附則 略			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	手数料の種類	金額	備考	番号	手数料の種類	金額	備考
1の部～24の部 略				1の部～24の部 略			
25	土地課税台帳、家屋課税台帳、 <u>土地公図</u> 、地番現況図及び航空写真の閲覧手数料	1件につき300円	1種類 1回を 1件とする。	25	土地課税台帳、家屋課税台帳、 <u>_____</u> 、地番現況図及び航空写真の閲覧手数料	1件につき300円	1種類 1回を 1件とする。
26の部 略				26の部 略			
27	<u>土地公図の写し</u> 、 <u>地番現況図の写し</u> 及び航空写真の写しの交付手数料	1件につきA3版まで 300円 B3版以上400円		27	<u>_____</u> 地番現況図の写し及び航空写真の写しの交付手数料	1件につき 300円	
28の部～44の部 略				28の部～44の部 略			

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	土地公図の閲覧及び写しの交付の廃止に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨及び内容】</b></p> <p>税務課窓口では、固定資産税の賦課業務の補助資料として使用してきた土地公図※1（以下「公図」という。）の閲覧および写しの交付を市民サービスの一環として行ってきた。</p> <p>しかし、公式に公図を管理している法務局ではインターネットを通じた公図情報の提供サービスが開始されている状況である。また、税務課窓口での交付は地番現況図※2の交付が大部分を占めていることから、税務課窓口での公図の閲覧及び写しの交付について令和8年3月31日をもって廃止する。</p> <p>令和8年3月からは、これまで窓口や賦課業務で使用してきた地番現況図が閲覧できるシステムをインターネット上で公開し、24時間いつでもどこでも利用できるサービスへと見直すことで、業務の効率化と市民の利便性向上を図る。</p> <p>※1 土地公図とは、法務局の情報を基に作製した土地の位置や形状などが大まかに記されたもの</p> <p>※2 地番現況図とは、固定資産税の賦課資料として航空写真や法務局が作製している公図を基に、おおよその土地の位置や形状を表したもの</p> <p style="text-align: right;">（別表関係）</p>
市民への影響等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課窓口で対応していた公図の閲覧および写しの交付希望者は限定的であるため、該当する市民には個別に法務局のサービス案内を行っており、影響は少ないものと見込まれる。</li> <li>・市役所での公図管理業務がなくなることで、更新費用約年間180万円</li> </ul>

資料
----

	の負担軽減が図られる。
施行日	令和8年4月1日
備考	